

議事要旨（4）実務対応報告第18号の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）の見直しに関する検討についての審議を行う旨が説明され、引き続き、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本件について、子会社において取得原価のデータを保有し続ける必要性と、日本基準又は廃止予定の IAS 第 39 号で今後も減損を検討するという実務上の負荷を考慮すると、修正項目とすることは現実的には困難であると考える。

これに対して、事務局より、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本件を修正項目とした場合、実務上の負荷が大きくなる可能性がある。また、米国会計基準を採用する子会社と IFRS を採用する子会社で取扱いを変えるべきではない。仮に株式の公正価値測定による差額に重要な影響がある場合、実務対応報告第 18 号の脚注 1 を適用して修正することができると考えるため、当該処理について修正項目としない案に賛成する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本件については、実務上の困難さ等を踏まえ、修正項目としない案に賛成する。

改正実務対応報告の適用時期について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 改正実務対応報告の適用時期について、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首からの適用としているが、国内子会社が期末から指定国際会計基準を適用する場合に実務対応報告第 18 号の当面の取扱いを期末から適用することを認める対応との関係を検討すべきではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 適用時期については、決算期の異なる子会社がある場合も実務上の対応が可能か検討すべきではないか。

これらに対して、事務局より、平成 29 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から原則適用とすることでも対応可能と考えるが、いただいた意見を踏まえて検討するとの回答がなされた。

以 上